

ありがとう長竿小 思い出は心の中にいつまでも



<主な内容>

平成24年度河内町予算の概要をお知らせします…P 2～5

障害福祉係からのお知らせ……………P 6～7

平成24年度および平成25年度の

後期高齢者医療保険料率が決まりました……………P 8

平成24年4月から介護保険料が変わります……………P 9

写真は、長竿小学校最後の卒業生です。

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 5月1日(火) } 午前10時～正午
5月15日(火)
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午前9時～正午
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前10時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・第3水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎 本庁舎3F
☎029-823-1123
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故2月発生状況

(累計)
発生件数(人身事故) 4件(7)
死者数 0人(0)
負傷者数 5人(12)
竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 10人 転入 13人
おくやみ 11人 転出 21人

◆ 人口・世帯 ◆

平成24年3月1日現在

人口 10,245人 (-9)
男 5,020人 (+3)
女 5,225人 (-12)
世帯数 3,380世帯(±0)

◆ TELガイド ◆

役 場		☎84-2111	教育委員会	学校教育G	☎84-3322
都 市 整 備 課	生活環境G	☎84-2361	事 務 局	生涯学習G	☎84-2843 (公民館)
	建 設 G	☎84-2921		福 祉 セ ン タ ー	☎84-3699
つ つ み 会 館		☎86-3740	保 健 セ ン タ ー		☎84-4486
地域包括支援センター		☎60-4071	防 災 か わ ち (音 声 案 内)		☎84-2212
社会福祉協議会		☎84-2830	シルバー人材センター		☎84-5455

◆ 休日診療当番医(4・5月) ◆

	稲敷地区	龍ヶ崎地区	
4 月			
1 日	古橋医院 ☎029-978-3770	秋本脳神経外科 ☎64-3311	細井クリニック ☎66-2000
8 日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	福岡小児科医院 ☎66-3245	菊地整形外科 ☎64-6111
15日	江戸崎ひかりクリニック ☎029-834-5777	斎藤クリニック ☎64-3527	龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック ☎64-3133
22日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	兼子内科循環器科 ☎64-3105	松本クリニック ☎62-4747
29日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	みやお外科整形外科クリニック ☎62-3761	村井医院 ☎62-3380
30日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	セントラル腎クリニック龍ヶ崎 ☎62-1212	鴻巣クリニック ☎61-0151
5 月			
3 日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-892-2627	池田病院 ☎64-1152	朝野循環器科クリニック ☎62-0178
4 日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	渡利耳鼻咽喉科医院 ☎62-4133	若松内科胃腸科医院 ☎64-0533
5 日	古橋医院 ☎029-978-3770	野上小児科医院 ☎65-3375	牛尾病院 ☎66-6111
6 日	いわき内科クリニック ☎029-875-5100	いがらしクリニック ☎62-0936	うちだ医院 ☎64-8821
13日	角崎クリニック ☎87-6030	さくらクリニック ☎65-1211	野村医院 ☎62-6561
20日	和田医院 ☎029-894-2412	北竜台耳鼻咽喉科クリニック ☎95-3387	松葉クリニック ☎65-7282
27日	矢野整形外科医院 ☎029-892-2127	中村クリニック ☎64-6655	飯野クリニック ☎60-2323

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

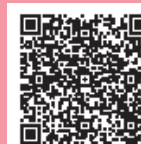
4月8日(稲敷地区)休日当番医の変更:

「いわき内科クリニック」(3月号掲載)→「いなしきクリニック」

◆ ごみ収集日(5月) ◆

資源回収日		燃えないごみ収集日	
A地区	8・22	C地区	1・15・29
B地区	10・24	D地区	3・17・31
燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日	
全地区 毎週月・水・金曜日		5月中の予約→6月2日	

～お詫びと訂正～ 3月号町長の動静の記事の中で、間違いがありました。
(誤)関東つくば銀行 → (正)筑波銀行
深くお詫びして併せて訂正いたします。



平成24年度

河内町の予算の概要をお知らせします

今年度の一般会計予算は
41億1,413万円

平成24年度の河内町予算が成立しましたのでお知らせします。一般会計予算の総額は41億1,413万円で、前年度と比較して1億7,306万円（4・4％）の増となっております。（千円以下端数処理）

限られた財源を効率的に配分し、「太陽が光りかがやく水とみどりの調和した安心して暮らせるまち河内」の実現に向けた予算編成を行いました。

【一般会計歳入】

一般会計の歳入構成については、地方交付税、町税で歳入全体の58・1％を占めており、続いて町債8・3％、繰入金6・8％、国庫支出金6・7％の順になっております。

前年度当初予算と比較すると地方交付税、国庫支出金、繰入金、町債等が増額となり、一方で町税、県支出金等が減額となっております。

町税予算額は、8億1,146万円で前年度比8・0％減となり、個人所得割や固定資産価格の下落等による町税の減額が見込まれる

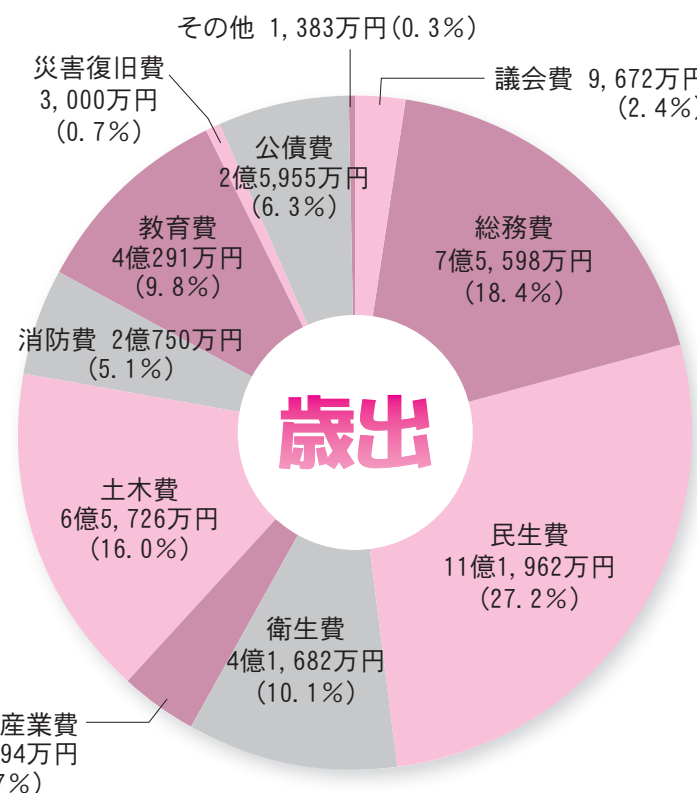
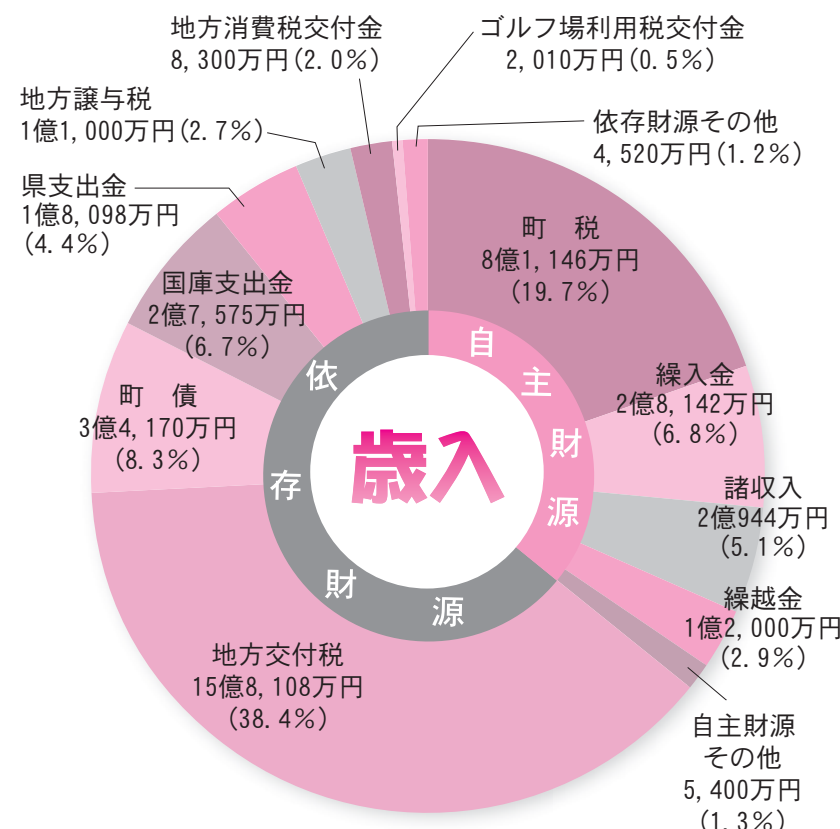
【一般会計歳出】

歳出予算については、最も構成比の高いものは民生費の27・2％で、以下総務費18・4％、土木費16・0％、衛生費10・1％の順となっております。

前年度当初予算と比較すると民生費、土木費、災害復旧費等が増額となり、一方で総務費、衛生費、消防費等が減額しております。

新規事業として、子育て世代の若者の定住促進を図るため公営住宅建設事業等を計上しています。

また、生活環境改善事業（民家防音）、コミュニティバス運行事業、次世代育成支援金、町道整備事業等についても引き続き計上しております。



町民一人当たりの町税額
約7.9万円

町民一人当たりの歳出額
約40万円

(平成24年3月1日現在10,245人)

町税内訳

町民税	3億5,177万円
固定資産税	3億8,775万円
軽自動車税	2,572万円
たばこ税	4,622万円

自主財源その他内訳

分担金及び負担金	3,250万円
使用料及び手数料	2,114万円
財産収入	34万円
寄附金	2万円

◆議会費	9,672万円
◆総務費	7億5,598万円
総務管理費	5億6,521万円
徴税費	1億1,586万円
戸籍住民基本台帳費	6,650万円 など
◆民生費	11億1,962万円
社会福祉費	7億4,467万円
児童福祉費	3億7,450万円 など
◆衛生費	4億1,682万円
保健衛生費	1億3,096万円
清掃費	2億8,585万円
◆農林水産業費	1億5,394万円
◆商工費	883万円
◆土木費	6億5,726万円
土木管理費	5,448万円
都市計画費	2億4,289万円
住宅費	3億2,180万円 など
◆消防費	2億750万円
◆教育費	4億291万円
教育総務費	1億636万円
小学校費	8,951万円
中学校費	6,362万円
社会教育費	6,231万円
学校給食費	7,089万円 など
◆災害復旧費	3,000万円
◆公債費	2億5,955万円
◆予備費	500万円

予算の概要

〇生活環境の向上

ごみ処理	
・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金	2億1,874万円
・塵芥処理収集事業	2,230万円
・新清掃工場関連施設分担金	660万円
し尿処理	
・龍ヶ崎地方衛生組合分担金	3,609万円
・合併処理浄化槽設置整備事業	859万円
消防・防災	
・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金	1億5,675万円
・稲敷地方広域市町村圏事務組合水防費負担金	234万円
航空機騒音対策	
・生活環境改善事業(民家防音)	5,005万円

〇教育・文化の向上

学校教育	
・給食調理業務委託	3,188万円
・スクールバス運行事業(小学校)	1,493万円
・外国人講師派遣業務(小中学校)	784万円
・生板小学校校舎耐震補強改修工事設計	536万円
・チームティーチング(小学校)	368万円
・中学生海外派遣視察研修	344万円
青少年の健全育成	
・子ども教室推進費	138万円
伝統文化・地域文化	
・いきいき祭り補助金	800万円

〇まちの特性を活かした産業の振興

農業の振興	
・国営新利根川沿岸地区農業水利事業負担金	2,691万円
・水田農業構造改革対策町単独奨励金	1,650万円
・農道舗装事業負担金	720万円
・町特産物PR活動事業	550万円
商業の振興	
・町商工会補助金	600万円



〇まちづくりの基盤整備

道路・交通	
・町道整備事業	3,000万円
・道路災害復旧事業	3,000万円
・コミュニティバス運行事業	630万円

太陽が光りががやく 水とみどりの調和した、安心して暮らせるまちづくりに向けて

河内町は、「住民がやすらぎをもち、安心して暮らせるまちづくり」「太陽と水と緑の農業空間を活かしたより魅力あふれるまちづくり」「明日を見据えた人とところを育むまちづくり」を3つの基本理念としてまちづくりに取り組み、基本計画を定めています。その項目ごとに今年度行う主な事業を紹介します。

平成24年度の主な事業概要

主な新規事業

・公営住宅建設事業 3億1,922万円

これまでの公営住宅に加え、少子化対策の一環として、子育て世代の若者の定住促進を図り、また、人口減少に歯止めをかけるため、公営住宅の建設を行います。建設用地については、かわち認定こども園に統合となり空き地となっている旧河内第一幼稚園跡地を有効利用します。



その他の主な事業

〇福祉・保健の向上

地域福祉		障害者福祉	
・町社会福祉協議会補助金	3,928万円	・障害福祉サービス費	7,882万円
児童福祉		・地域活動支援センター事業	535万円
・こども園運営費	2億 859万円	・補装具給付事業	130万円
・子ども手当(児童手当)	1億3,740万円	・日常生活用具給付事業	130万円
・次世代育成支援金	1,778万円	保健・医療	
・放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	965万円	・医療福祉費(マル福)	6,037万円
高齢者福祉		・予防接種業務(子宮頸がん、小児肺炎球菌、ヒブ含む)	
・老人保護措置費	1,368万円		2,323万円
・シルバー人材センター運営補助金	450万円	・健康づくり推進事業(基本健診等)	1,409万円
・かわち寿大学事業	300万円	・妊婦乳児健康診査業務	639万円
・敬老福祉大会事業	280万円	・病院群輪番制病院運営費	279万円
・外出支援サービス事業	162万円	・難病患者支援費	198万円

平成24年度予算総括

会 計 区 分		平成24年度	平成23年度	比 較	増減率(%)
一 般 会 計		41億1,413万円	39億4,108万円	1億7,305万円	4.4
特 別 会 計 等	◇国民健康保険特別会計	13億 649万円	13億1,896万円	1,247万円	▲0.9
	◇介護保険特別会計	7億9,337万円	7億6,738万円	2,599万円	3.4
	◇介護サービス事業特別会計	660万円	711万円	▲51万円	▲7.2
	◇後期高齢者医療特別会計	8,227万円	8,212万円	15万円	0.2
	◇下水道事業特別会計	3億1,211万円	3億2,499万円	▲1,288万円	▲4.0
	◇水道事業会計				
	収益的収入及び支出	2億4,352万円	2億4,742万円	▲390万円	▲1.6
	資本的収入	3億9,300万円	2,377万円	3億6,923万円	1,553.3
	資本的支出	4億7,105万円	9,425万円	3億7,680万円	399.8

主な事業概要

◇補装具の購入・修理

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者。（介護保険制度が優先となります。）
種 類	視覚障害：盲人安全杖、義眼等。 聴覚・言語機能障害：補聴器等。肢体不自由：義肢、装具、車いす等。
費 用	基準額の 1 割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）

◇日常生活用具の給付・貸与

対 象 者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者、心身障害者（児）。（介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
種 類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
費 用	基準額の 1 割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対 象 者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	1 級／月額50,400円、 2 級／月額33,570円
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けることが出来るときは支給されません。
特別障害者手当	対 象 者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	月額26,260円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または、医療機関に 3 カ月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対 象 者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	月額14,280円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けることが出来るとき、または、施設に入所しているときは支給されません。
在宅障害児福祉手当	対 象 者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
	支 給 額	月額3,000円
	支給制限	施設に入所しているとき、または、障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

◇自動車税・自動車取得税の免除

条 件	心身に障害のある者が使用（所有）する自動車、もしくは、その者と生計を一にする者が使用（所有）する自動車などで、一定の条件を満たす場合に対象となります。（障害者 1 人につき 1 台）
-----	---

◇有料道路通行料金の減免

条 件	身体障害者本人が運転するか、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車 1 台（自家用に限ります。）のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
-----	---

◇NHK受信料の減免

条 件	身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。
-----	--

障 害 福 祉

さまざまな福祉サービス・制度のお知らせ

◆問合せ先◆ 福祉課障害福祉係 TEL 8 4 － 2 1 1 1 （内線175）

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。）

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。（障害の程度においても、受けられないサービスがあります。）

詳しくは、福祉課障害福祉係までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対 象 者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者。
	内 容	障害の程度により手帳の等級には 1 級～ 6 級までの区分があります。同一等級の障害が 2 つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除および減免等。（障害の種類・等級等に一定の条件があります。）
療育手帳	対 象 者	児童相談所(18歳未満)または、茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。（知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。）
	内 容	I Q等の判定により、㊤(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(20歳未満)、障害児福祉手当の受給(20歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除および減免、医療福祉費支給制度の適用等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。（更新には再判定が必要となります。）
精神保健福祉手帳	対 象 者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内 容	1 級～ 3 級まであります。1 級および 2 級は国民年金の障害基礎年金の 1 級および 2 級と同程度です。
	援護内容	税金の控除及び減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	2 年間（更新が必要な時には有効期限の切れる 3 カ月前から更新申請ができます。）

◇自立支援法

サ障 害 ビ福 ス社	内 容	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。（介護保険制度が優先となります。）
	費 用	利用料の 1 割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）
医自立 支療援	内 容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。
	費 用	医療費が 1 割負担となります。（世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。）

平成24年4月から介護保険料が変わります。

～介護保険は『助け合いの精神に基づく社会の仕組み』です～

介護保険制度では、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの見込み量やサービス確保の検討などを具体的に計画することになっています。第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、この事業計画に基づき見直しがされます。河内町でも、平成24年度からの3年間の第5期介護保険事業計画が策定されました。

◎介護保険料の見直しが必要な主な理由について

1. 要介護認定者の増加
高齢化の進行に伴い要介護認定者が年々増加しており、現在は約450人ですが平成26年度には約570人となる見込みです。
2. 介護保険サービスの利用者および利用量の増加
介護保険制度の定着とともに、介護保険サービスを利用する方や利用量も年々増加しており、今回の計画（3年間）では、介護保険サービス費用の合計が約26億円となる見込みです。

◎保険料の決定方法について

1. 第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画に基づく3年間（今回は平成24年度～平成26年度まで）に提供される介護保険サービス費用見込みの21%を、第1号被保険者の人数で割った額が基準額として算定されます。

保険料基準額
59,400円(年額)

=

河内町介護保険サービス費用の21%（65歳以上の負担割合）

河内町の第1号被保険者数（65歳以上の方）

2. 個人の保険料については、世帯の市町村民税課税の有無や本人の所得などに応じて保険料基準額から算定し負担して頂くことになります。
なお、今期より所得に応じた軽減がさらにきめ細かく受けられるよう第3段階および第4段階にそれぞれ特例を設けます。

段階	対 象 者		保険料率	保険料 (年額)
第1段階	市町村民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	29,700
第2段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	29,700
第3段階 (特例)		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額×0.7	41,500
第3段階		第3段階特例に該当しない方	基準額×0.75	44,500
第4段階 (特例)	市町村民税本人非課税	市町村民税本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	53,400
第4段階		市町村民税本人非課税で、第4段階特例に該当しない方	基準額	59,400
第5段階		市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	74,200
第6段階		市町村民税本人課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額×1.5	89,100

※年金の額に応じて算定するものではなく、給料や農業などの所得も含め算定されます。

◆問合せ先◆ 福祉課 介護保険係 TEL 84-2111（内線173、174）

平成24年度 および 平成25年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました。

平成24年2月28日(火)に開催された平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成24年度および平成25年度の後期高齢者医療保険料率および賦課限度額が決定されました。
後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

		平成24・25年度	平成22・23年度(参考)
保 険 料	均 等 割 額	39,500円	37,462円
	所 得 割 率	8.00%	7.60%
保険料の賦課限度額(上限額)		55万円	50万円

※保険料率（均等割額・所得割率）は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額
(100円未満切捨て)

=

均等割額
39,500円

+

所得割額
(賦課のもととなる金額)
× 8.00%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円
※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

平成24年度および平成25年度の保険料の軽減について

①均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
33万円を超えない世帯	8.5割	5,925円
33万円+「24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を超えない世帯	5割	19,750円
33万円+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

②所得割額の軽減

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、その額が153万円から211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

③その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。）

◆問合せ先◆ 町民課 国保老人保健係 TEL 84-2111 内線186

くらしの情報

☆軽自動車税の減免申請のお知らせ

町では、次の日程で平成24年度の軽自動車税減免申請の受付をいたします。昨年度該当されている方も毎年申請が必要となりますので忘れずに申請してください。

◆申請期間
平成24年4月23日(月)～5月21日(月)まで
※土日祝日を除く

◆受付場所
企画財務課税務グループ窓口

◆対象になる軽自動車
・身体に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等
・精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等
・構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

◆必要書類等
・身体障害者手帳(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)



- ・自動車検査証
 - ・軽自動車税納税通知書
 - ・運転免許証
 - ・印鑑
 - ・その他
- ◆減免の対象となるのは、障害の区分や等級によつて異なりますので詳細はお問い合わせください。
- ・普通車で減免を受けている方の申請はできません。
(各家庭で一台中)
- ◆問合せ先
企画財務課税務グループ
TEL 84-2111(内線168)

河内町内小・中学校等の放射線量率測定結果 (平成24年2月～平成24年3月測定) (単位マイクロシーベルト/時)

施設名	測定値							
	地上50cm				地上1m			
	2月22日	2月29日	3月7日	3月14日	2月22日	2月29日	3月7日	3月14日
河内町役場	0.172	0.180	0.177	0.189	0.151	0.166	0.167	0.165
生板小学校	0.164	0.169	0.184	0.168				
源清田小学校	0.169	0.182	0.159	0.158				
長竿小学校	0.140	0.165	0.163	0.158				
金江津小学校	0.125	0.131	0.128	0.124				
河内中学校					0.185	0.197	0.196	0.180
金江津中学校					0.127	0.155	0.129	0.133
かわち認定こども園	0.124	0.148	0.141	0.137	0.154	0.166	0.154	0.161
かなえつ認定こども園	0.116	0.112	0.102	0.104	0.123	0.115	0.090	0.107

※放射線量率測定の結果は、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定(注)して、年間の被ばく線量が1ミリシーベルトより低い値です。

(注)年間の被ばく線量が1ミリシーベルトとなる放射線量率は0.23マイクロシーベルト/時間です。

◆問合せ先 河内町災害対策本部 TEL 84-2111 / 河内町教育委員会事務局 TEL 84-3322



☆広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)。

◆申込方法
①電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.掲載月、5.掲載ページ、6.「〇〇」が写っている写真、と明記してメールしてください。

※画像サイズは約1MBから3MB程度です。

②電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。
(CD-R、MOなど)

◆問合せ先
秘書広聴課
TEL 84-2111(内線103)

☆新河分署開設のお知らせ

昨年から長竿地区に建設を進めていた龍ヶ崎消防署新河分署が4月1日に開設いたしました。この開設に伴い河内出張所は閉所となります。

火災・救助・救急等の出動は、新河分署となり、火災予防条例関係の届出やお問い合わせも当分署が窓口となります。

◆所在地
河内町長竿5765

◆電話番号
TEL 84-0119



☆教育委員に 荒井哲氏 就任

平成24年3月6日に行われた議会定例会において、教育委員に荒井哲氏が同意され、3月11日付で就任されました。



住 所 河内町十里一番地2
氏 名 あらい さとし
生年月日 昭和21年9月16日
任 期 平成24年3月11日から平成28年3月10日まで

☆利根川を見守る河川愛護モニター募集

- ◆委嘱期間 平成24年7月1日～平成26年6月30日(予定)
- ◆応募資格 河内町内に在住する利根川が近くの満20歳以上の方
- ◆謝礼 実費程度(予定)
- ◆応募方法 応募用紙または官製はがきに下記事項を記入の上、応募先まで直接または郵送
- ①申込日・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・希望活動範囲(NPO等の加入があればその団体名)
- ②職業または所属する団体
- ③自治体等の地域活動へ参加した経験
- ④応募理由・利根川への思い
- ⑤河川愛護モニター経験の有無
- ◆応募および問合せ先 〒300-1403 茨城県稲敷郡河内町金江津官堤国土交通省 利根川下流河川事務所 金江津出張所 河川愛護モニター担当
TEL 86-2002
FAX 86-2377
- ◆応募期間 平成24年4月2日(月)から平成24年5月11日(金) 午後5時まで

☆国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金の最大のメリットは、支給される年金の一部に国庫支出金が含まれることです。この国庫支出金の割合が、平成22年度から、それまでの3分の1から2分の1に引き上げられました。

また、国民年金には、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金および遺族基礎年金が設けられていて、私達の暮らしを手厚く守ってくれています。

このように大切な国民年金ですが、保険料を納付期限までに納めていないと、老齢基礎年金の年金額が低くなったり、年金そのものが受けられなくなる恐れがあります。

平成24年度の保険料は、月額14,980円となっています。毎月の保険料は、日本年金機構から毎月4月の下旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日ま

6月中旬に選考結果を応募者あてに送付します。

※詳しくは、利根川下流河川事務所のホームページ(<http://www.krmlt.go.jp/onege/>)か、河内町都市整備課または利根川下流河川事務所金江津出張所で配付する公募要綱で確認してください。

◎応募者の個人情報、当目的以外には使用せず、終了後の処分は厳重に行います。

でに納めます。

納め先は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

◆問合せ先
土浦年金事務所
TEL 029-824-7121
町民課年金医療福祉係
TEL 84-2111(内線182)

農業者戸別所得補償制度の概要

「食」と「地域」の再生に向けて

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持します

対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

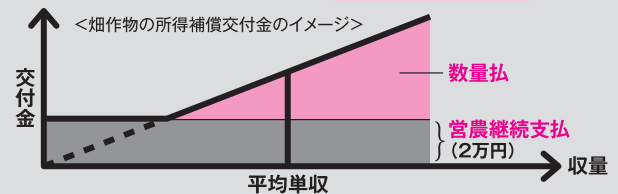
【数量払】 【水田・畑地共通】

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/トン
二条大麦	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
六条大麦	5,510円/50kg	そば	15,200円/45kg
はだか麦	7,620円/60kg	なたね	8,470円/60kg
大豆	11,310円/60kg		

注1小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額
注3実際の支払いは品質区分に応じた単価で行われます。

【面積払（営農継続支払）】

前年産の生産面積に基づき交付 **2.0万円/10a**



水田活用の所得補償交付金

【戦略作物助成】 【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額（2～3万円/10a）を最長5年間交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合（休閑緑肥）に、1万円/10aを交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、40万円を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

「農業者戸別所得補償制度」に関するお問い合わせ、ご相談は

関東農政局土浦地域センター ☎029-843-6875

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

農林水産省

稲敷地方広域市町村圏事務組合からのお知らせ

◆平成24年度予算について

一般会計

（単位：千円、％）

歳入			歳出		
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
分賦金および負担金	3,280,251	96.1	議会費	2,778	0.1
使用料および手数料	5,014	0.2	総務費	91,276	2.7
国庫支出金	11,691	0.3	消防費	3,181,383	93.2
財産収入	42	0.0	公債費	136,172	4.0
寄附金	1	0.0	予備費	900	0.0
繰越金	10,000	0.3			
諸収入	9,810	0.3			
組合債	95,700	2.8			
歳入合計	3,412,509	100.0	歳出合計	3,412,509	100.0

特別会計

（単位：千円、％）

老人ホーム特別会計				水防事業特別会計			
項 目		予 算 額	構 成 比	項 目		予 算 額	構 成 比
歳入	分賦金及び負担金	110,157	99.0	歳入	分賦金及び負担金	11,747	74.0
	使用料及び手数料	113	0.1		財 産 収 入	2	0.0
	財 産 収 入	13	0.0		繰 入 金	3,500	22.0
	寄 附 金	1	0.0		繰 越 金	500	3.1
	繰 越 金	1,000	0.9		諸 収 入	136	0.9
	諸 収 入	10	0.0		歳 入 合 計	15,885	100.0
	歳入合計	111,294	100.0	歳出	水 防 費	15,785	99.4
歳出	民 生 費	111,194	99.9		予 備 費	100	0.6
	予 備 費	100	0.1		歳 出 合 計	15,885	100.0
	歳出合計	111,294	100.0				

◆平成23年 消防ミニ白書

火災

平成23年中の火災発生件数は、管内全域で86件発生し、昨年と比較しますと10件の減でした。

火災が原因で2名の

尊い命が失われ、

14名の方が負傷して

います。

出火原因ワースト3

1 たき火	14件
2 放火（疑い）	13件
3 こんろ（天ぷら）	9件

市町村別発生状況

龍ヶ崎市	28件
牛久市	20件
稲敷市	27件
利根町	4件
河内町	3件
美浦村	4件

火災件数 86件

火災種別発生状況

建物	51件
林野	7件
車両	10件
その他	18件

火災件数 86件

救急・救助

平成23年中の救急出動件数は10,078件で、昨年より577件増加しました。

事故種別では、急病が6,523件と最も多く、次いで一般負傷1,305件、交通事故1,164件、転院532件、その他554件でした。

救助出動件数は130件（昨年より9件増）で、事故種別では、交通事故60件、火災事故32件、その他が38件でした。

市町村別救急出動件数

龍ヶ崎市	3,060件
牛久市	3,033件
稲敷市	2,165件
利根町	676件
河内町	454件
美浦村	685件
圏域外	5件
出動件数	10,078件

傷病者程度別搬送状況

軽症	5,352件
中等症	3,034件
重症	914件
死亡	197件
その他	6件

搬送人員 9,503件

住宅用火災警報器の設置はお済みですか。

救急車の適正利用にご協力ください。

◆問合せ先◆ 稲敷地方広域市町村圏事務組合 TEL 64-3741(代) <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

町内2小学校で閉校式 ～母校との別れを惜しむ～

2月27日、3月7日に、4月から統合される源清田小学校、長竿小学校の閉校式が行われました。閉校式では、学校長あいさつにつづき来賓、児童代表あいさつの後、校長から町長に校旗が返納されました。

式の最後には、全員で校歌を斉唱し、体育館には児童らの元気な歌声が響きわたり、児童、先生、保護者、多くの来賓、地域住民に見守られながら、両校はその歴史に幕を下ろしました。

今春4月からは、源清田小学校を利用し「河内町立みずほ小学校」として新たな歴史が刻まれます。

源清田小学校 ～2月27日～

明治25年6月1日 開校



長竿小学校 ～3月7日～

明治8年11月10日 開校

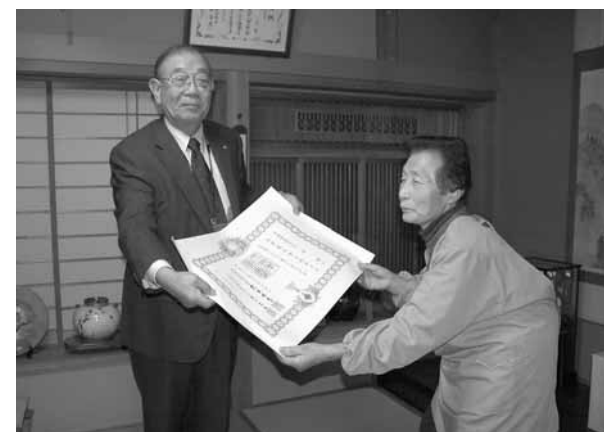


・生板小学校	35名
・源清田小学校	20名
・長竿小学校	16名
・金江津小学校	28名
・河内中学校	61名
・金江津中学校	27名

町内の小中学校で卒業式

3月12日(月)には中学校2校で、21日(水)には小学校4校で卒業式が行われました。その中で、4月から源清田小学校との統合を控えた長竿小学校では、最後の卒業式が行われ、16名の長竿っ子がたくさんの思い出を胸に巣立ちました。左は、今年の各学校の卒業生数です。

功績を称えられ叙勲受章



写真：3月5日撮影 石山教育長からご家族へ伝達

【瑞宝双光章】

昨年12月に永眠された故小更昭氏の生前の功績が認められ、日本政府から瑞宝双光章を受章されました。

同氏は昭和26年3月金江津中学校教諭を振り出しに、各小中学校教諭、教頭を経験し、昭和61年から生板小学校の校長を務められました。この間、教育に対し熱心に研究を重ねるなど真摯に取り組み、学校教育の振興発展に大きく貢献されました。

住みよいまちづくりのために ～河内町清掃大作戦～



3月4日、町内各地区で「河内町清掃大作戦」が実施されました。

当日は、各地区で早朝から多くの方が参加し、町内のゴミ拾いを行いました。

今回の清掃では、可燃ゴミ945キロ、不燃ゴミ3,780キロ、粗大ゴミ180キロの計4,905キロのゴミが集められました。

参加者の皆さん、ご協力ありがとうございました。今後も、自分達の住んでいる町を住みよいきれいな町にするためにご協力をお願いいたします。

消費者センスを身につけよう! ～かわち寿大学講演会～



3月2日、農村環境改善センターで「かわち寿大学講演会」が開催されました。

今回の講演会では、劇団ゴン太の皆さんが「振り込め詐欺」をテーマにした被害事例や未然防止対策をわかりやすく、楽しい寸劇で演じてくれました。

また、寸劇に続く講演では、茨城県消費生活センター本橋英子先生を講師に迎え「消費者センスを身につけよう!」と題し、最近の悪質商法の事例や解決法、ビデオ学習など、だまされない消費者になるために、正しく対処する方法を話してくれました。

江戸崎ドリームカップ優勝! ～河内サッカースポーツ少年団～



1月28日、「第6回江戸崎ドリームカップ」が稲敷市桜川総合運動公園にて開催され、河内町からサッカースポーツ少年団が参戦しました。この大会は、9チームが3ブロックに分かれ予選リーグを戦い、勝ち点制で順位を決め、各ブロックの1位が決勝リーグへと駒を進めることが出来るもので、河内町は予選ブロックを圧倒的な強さで勝ち進み、決勝リーグへ進出、激戦を制しリーグ制覇を達成しました。さらに、河内町の司令塔、大津有徹選手がMVPを獲得しました。

子育て支援センターだより

ふれあい広場カレンダー

5月のふれあい広場の主な予定です。下記の日程で行っていきますので、ぜひお誘いあって参加してください。

「人の輪が広がって子育ての楽しさが見えてくる」「出会い ふれあい つながり合い みんなで支え合う子育て」をテーマに今年度も多くのお友達が遊びに来てくれる事を楽しみにしています。子育ては楽しくすばらしいことだけど、ちょっと大変…そして子育てをしていく上では、いろいろと不安になったり、悩みもでてくるものです。センターに来て気軽に声をかけてください。今年度も明るくのびのびとした子育てを応援する為に活動内容を考えて進めていこうと思います。



5月 かわち認定こども園子育て支援センター(かながるーむ) TEL 84-2657

月	火	水	木	金	土・日
	1 自由にあそぼう	2 自由にあそぼう	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 子どもの日・6
7 自由にあそぼう	8 自由にあそぼう	9 自由にあそぼう	10 自由にあそぼう	11 自由にあそぼう	12・13
14 お話読み聞かせ(絵本)	15 運動あそびをしよう	16 こいのぼりをつくろう	17 お外であそぼう	18 ふれあいあそび	19・20
21 お話読み聞かせ(紙芝居)	22 運動あそびをしよう	23 カレンダーをつくろう	24 お外であそぼう	25 ふれあいあそび	26・27
28 お話読み聞かせ(絵本)	29 運動あそびをしよう	30 小麦粉粘土であそぼう	31 お外であそぼう(身体測定の日)		

主な活動…16日(水) こいのぼりをつくろう (ぺたぺた貼って素敵なこいのぼりをつくりましょう。)
23日(水) カレンダーをつくろう (貼ったり、描いたりして自分だけのカレンダーをつくりましょう。)
30日(水) 小麦粉粘土であそぼう (小麦粉で作った安全な粘土でコネコネ…感触を楽しもう。)



5月 かなえつ認定こども園子育て支援センター(ふれあいらんど) TEL 86-2616

月	火	水	木	金	土・日
	1 自由にあそぼう	2 自由にあそぼう	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 子どもの日・6
7 自由にあそぼう	8 自由にあそぼう	9 自由にあそぼう	10 自由にあそぼう	11 自由にあそぼう	12・13
14 運動あそびをしよう	15 お外であそぼう	16 親子ふれあいあそび	17 シールあそびをしよう	18 お話読み聞かせ(絵本)	19・20
21 運動あそびをしよう	22 お外であそぼう	23 親子ふれあいあそび	24 小麦粉粘土であそぼう(身体測定の日)	25 お話読み聞かせ(紙芝居)	26・27
28 運動あそびをしよう	29 お外であそぼう	30 親子ふれあいあそび	31 こいのぼりをつくろう		

主な活動…17日(木) シールあそびをしよう (台紙にぺたぺたシールを貼って作品をつくろう。)
24日(木) 小麦粉粘土であそぼう (小麦粉で作った安全な粘土でコネコネ…感触を楽しもう。)
31日(木) こいのぼりをつくろう (ペタペタ貼ったり、グルグル描いたりして手作りこいのぼりをつくろう。)

- 「子育て支援センターってどんなところ？」とお考えの方にもぜひ知っていただけるように、前半は、「自由にあそぼう」の活動にしてお庭やおもちゃなどでお家の延長の感じで楽しんでいただけるといいな！と考えました。担当の保育士もいますので、ぜひ気軽に声をかけてください。
- 月1回体重と身長を測る身体測定の日があります。要望に応じて健康面・衛生面などの相談の機会を設けますのでご相談ください。(かわちこども園は31日(木)、かなえつこども園は24日(木)です。)
- 活動内容について不明な点がございましたら、どんなことでも良いので問い合わせてください。ふれあい広場の時間は午前10時～午前11時の予定です。できれば、予約の電話を入れてください。支援センターは変わらず、午前9時～午後4時で開放しています。



食育だより VOL.21

～こころとからだを育む食育～

こども園の給食について

～保育士・調理員・栄養士にインタビューしました！～

担当課 保健センター(4月号担当)・教育委員会事務局・子育て支援課

道端の草や木々の葉も緑色に色づき、生き物の息吹を感じる4月になりました。町立の2つのこども園でも、入園や1つ大きなクラスへと子どもたちが新生活をスタートさせます。ワクワクドキドキしている子、おうちの人と離れるのが不安な子…。それぞれの思いを小さな胸に抱き、これから伸びる新緑の芽のように、河内町の子どもたちもすくすく育ってほしいと思います。今月号は、この子どもたちの心とからだを育む給食の意味と子どもたちの給食にどういう人がどういう思いを持ちながら園内で関わっているのか、それぞれの職種の方にインタビューしてきたのでご紹介します。

- **こども園の給食とは…** 4月から新しく入園するお子さんにとっては、おうちの人と一緒にいた生活から一変して、生まれて初めて身内の人が1人もいない集団生活になるわけです。当然、心の中は不安でいっぱいです。しかし、不思議なことに、その不安も通うにつれて日に日に無くなり、こども園の生活が楽しくなってきます！その楽しみの1つに『給食の時間』があります。こども園の給食は、お子さんの空腹をただ満たすだけでなく、次の3つの意味が込められています。

- ①子どもと職員(保育者等)が一緒に楽しい食事を通して、望ましい人間関係の形成ができる。
- ②おいしい、楽しいという情緒的機能を育てる。
- ③子どもの健全な発育および健康の維持・増進の基盤



園内で給食に携わるそれぞれの職種の方にインタビューしてきました!!

保育士

Q. どういう思いで給食を食べさせていますか？

A. 保育士代表 かなえつ認定こども園 大野和子 副園長

給食はまず楽しい雰囲気の中で、そしてマナーにも注意し進めています。また、年齢に合わせ“食べ物と体の関係”の話や調理の体験を通し食育に関心が持てるよう年間計画の中に設定しています。アレルギー除去食や偏食の面でも栄養士・調理員・保護者と連絡を取り合い丈夫な心と体づくりを目指し元気に過ごして欲しいと願っています。

調理員

Q. どういう思いで給食を作っていますか？

A. 調理員代表 かなえつ認定こども園 古沢春美 調理員

安心・安全な給食を提供するために食材のチェックを徹底しています。特にアレルギー児の対応や3歳未満児の調理方法・盛り付けなど、食べやすいように工夫しています。楽しい給食になるよう栄養士・保育士との連携を図っています。

栄養士

Q. どういう思いで献立をたてていますか？

A. 栄養士 かわち認定こども園 菊地賢人 栄養士

安心・安全な食材の提供を第一に考え献立を作成しています。季節や地元の食材を取り入れるようにし、年長児には食への関心を高めてもらう食育の目的として、季節の食材の皮むき・切るなど体験する機会を設定しています。日本の行事を子ども達に知らせる意味でも行事食を取り入れ内容も工夫しています。

給食食材の放射性物質測定結果(小中学校、認定こども園)

使用日	品 目	生産地等	測定結果（B q／k g）			使用給食
			放射性 ヨウ素131	放射性セシウム		
				セシウム134	セシウム137	
平成24年 1月31日	え の き だ け	長野県	不検出	不検出	不検出	小中学校、認定こども園(委託給食分)
平成24年 2月 8 日	ま ぐ ろ	静岡県・インド洋	不検出	不検出	不検出	認定こども園（自園給食分）
平成24年 2月 9 日	チ ン ゲ ン 菜	茨城県	不検出	不検出	不検出	小中学校、認定こども園(委託給食分)
平成24年 2月14日	り ん ご	青森県	不検出	不検出	不検出	小中学校、認定こども園(委託給食分)
平成24年 2月22日	き ゅ う り	茨城県	不検出	不検出	不検出	認定こども園（自園給食分）
平成24年 2月23日	大 根	神奈川県	不検出	不検出	不検出	小中学校、認定こども園(委託給食分)
平成24年 3月 5 日	ミニトマト	佐賀県	不検出	不検出	不検出	認定こども園（自園給食分）
平成24年 3月 8 日	サニーレタス	福岡県	不検出	不検出	不検出	小中学校、認定こども園(委託給食分)

＜測定結果は、随時役場ホームページ、教育委員会ホームページに掲載しています。＞

平成24年度 公民館サークルのご案内 ☆お申込み・お問い合わせは、講師 または代表の方へ直接お願いします。

No.	サークル名	講 師	申し込み先 電話番号	実施日・時間	場 所	教材費等	内 容
1	河内町 古文書会	鈴木 久	62-2929	第2・4火曜 9：00～	中央公民館	無 料	町内の古文書を解説し河内 町の歴史と文化を考えます
2	茶道表千家	青野富美子	86-3912	第2土曜 14：00～	中央公民館	月1,500円	基礎からスタート 初めての方も大丈夫!!
3	手 芸	篠田 典子	86-2505	第3木曜 19：00～	中央公民館	月500円	基礎から学びます 満足感をぜひ一緒に
4	書 道	神崎 和夫	86-2877	第1木曜 13：00～	中央公民館	月1,000円 程度	細字・かな文字・漢字 (書道誌「白龍」を手本に)
5	すまいる 体操	鎌田八重子	66-5500	第2・4火曜 20：00～	中央公民館	月2,000円	女性のためのストレッ チ&リズムダンスです
6	太極拳	加藤 敏江	0478-72-3162	毎週火曜 13：30～	中央公民館	月1,000円	ゆっくり動くバランス運 動で足腰を鍛えましょう
7	俳 句	田中 康夫	62-2535	第1火曜 13：00～	中央公民館	年5,000円	俳句会・いきいき祭へ参 加など
8	パンフラー	林 孝子	029-859-7066 090-5784-0104	第2・4水曜 17：00～	中央公民館	月4,000円	お花、アクセサリー作りな ど…ぜひ見学に来てくだ さい
9	舞 踊	吉田 益江	84-3256	毎週水曜 9：00～	中央公民館	年3,500円	年1回発表会があります
10	鶴輝華松会	土屋 松代	84-2010	第2・4水曜 9：00～	中央公民館	月2,000円 程度	民舞踊を一緒に!
11	民 謡	寺田 行雄	吉田 84-3390	第1・3・4 水曜 13：00～	中央公民館	月2,500円 程度	コンクールやいきいき祭へ 参加します
12	ヨ ガ	佐藤スミ恵	090-6025-2065	毎週水曜 19：30～	中央公民館	月3,000円	ヨガのポーズ・呼吸法で肩 こり・腰痛を改善します
13	健康料理 教室	植竹恵美子	84-2530	第3水曜 10：00～	中央公民館	年10,000円	楽しいヘルシー料理教室
14	花パルシェ (押し花)	大塚 真理	84-2462	第2月曜 19：30～	西共同 利用施設	月1,200円 程度	自然の花や思い出の花束で 額や小物作りをします
15	ストレッチ 教室	田香 洋子	029-873-6464 090-4847-6412	毎週木曜 10：00～	中央公民館	1回600円	背筋ピーンでいつまでも若 く健康に
16	手編み	川島千恵子	0476-96-3469	第2・4火曜 9：30～	中央公民館	1回1,000円	一目一目を大切に…自由に 作品を作りましょう
17	リトル チャチャ (社交ダンス)	村岡 昭子	029-872-3582	毎週木曜 13：00～	中央公民館	月2,000円	リズム感良く!姿勢よく! 運動不足を解消しましょう
18	親子 和太鼓教室	上田 洋子	66-8067	第1土曜 10：00～	中央公民館	月1,000円	子供から大人まで元気一杯 和太鼓にチャレンジしましょう
19	はがき絵 教室	北尾 君光	石田 86-3407	第4火曜 13：30～	中央公民館	月2,000円 程度	みなさんと素敵な作品を作 りましょう
20	絵画 サークル	村上 高明	86-3677	第1土曜 13：30～	中央公民館	モチーフ代 のみ順番で 負担	絵画愛好者の自主活動の場 とし会員相互の親睦をはかる

★受講資格 河内町在住または在勤の方 ★費用負担 教材費等については、受講生負担となります。

生涯学習のとびら

H24. vol.64

◆問合せ先◆
河内町長 3 6 8 9 - 1
河内町教育委員会事務局生涯学習G
☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。
『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

図書室からのお知らせ

平成24年4月1日から、中央公民館図書室の本の貸出等の利用方法が変わります。

1. 「利用者カード」が新しくなります。

バーコード付きの新しい「利用者カード」に変わります。
今までに利用したことがある方には、新しい利用者カードをお
渡しします。
はじめて利用される方には、その場で利用者カードをお作りします。



2. 貸出・返却の方法について

●貸出方法

- ①書棚から借りたい本を選びます。
「館内閲覧」のラベルが貼ってあるものは、貸出しはできません。
- ②利用者カードと借りる本を受付カウンターまでお持ちください。(利用者カードをまだお持ちでない方はお申し出ください。)
- ③受付が終わりましたら、本をお持ちください。
- ④本は大切に扱い、返却日は必ずお守りください。

●返却方法

- ①借りている本と利用者カードを受付カウンターまでお持ちください。
(返却日に遅れないように図書室に持参してください。)
- ②受付の職員に本をお出しく下さい。

3. 蔵書検索の方法 ～借りたい本をパソコンで探すことができます～

- ①受付カウンターにある「検索用パソコン」を使います。
- ②検索用パソコンの画面上の入力欄に、探したい書名や著者名を入れてください。
- ③入力が終わりましたら画面上の「検索」ボタンを押してください。
- ④検索結果(書名・著者名・出版社・棚番号)が画面に表示されます。
- ⑤書籍の場所を棚番号からお探しく下さい。



あいさつには“あい”がある！
おはようから始めよう。～あいさつ声かけ運動～

今年度も、各種団体のご協力のもと「あいさつ・声かけ運動」を実施します。「あいさつ・声かけ運動」は、家庭、学校、地域で大人と子ども・大人同士・子ども同士のコミュニケーションを広げる運動です。まず、大人から子どもにあいさつ・声かけを始めてみましょう！

■ 地域包括支援センターだより ■

「シルバーリハビリ体操指導士」 3級養成講習会受講者募集



「シルバーリハビリ体操指導士」の3級養成講習会の日程が決まりましたのでお知らせします。
みなさんふるって受講してください♪

- ◆募集人員 20名
- ◆申込資格 平成24年4月1日現在満60歳以上で、常勤の職業についていない茨城県民であって、認定後に体操の指導に協力できる方。なお、認定後は地域活動のため当町や指導士会に住所・氏名・電話番号が提供されますのでご了承ください。
※緊急やむを得ない事情を除き、全日程（8日間）に参加できること。
- ◆講習日程

第1回：6月26日（火）	第5回：7月9日（月）
第2回：6月29日（金）	第6回：7月13日（金）
第3回：7月2日（月）	第7回：7月17日（火）
第4回：7月6日（金）	第8回：7月20日（金）
- ◆講習会場 河内町保健センター（河内町長竿3693-2）
※但し、6月26日（火）と7月20日（金）の会場は、茨城県立健康プラザ（水戸市）です。
町の公用バスを利用します。
- ◆講習内容 講 義…介護予防とリハビリテーションの推進、解剖理学、老人と病気
高齢者の食生活ほか
実 技…いきいきヘルス体操、いきいきヘルスいっぱい体操ほか
- ◆講習時間 午前10時～午後3時45分（1日5時間程度）
- ◆受講料 無 料（但し、交通費・昼食代は各自負担）
- ◆申込期限 平成24年5月31日（木）

大人気「元気アップ・キャラバン教室」みんなで楽しく運動しよう！

希望者は送迎いたします！定員になり次第締め切ります

ー 毎週木曜日 4つの公民館施設を巡回する運動教室ですー

★対象は65歳以上の方

※動きやすい服装で、水分補給のための水やお茶など飲み物をお持ちください

明るい先生と楽しい運動で
大人気の教室です！

平成24年度「元気アップ・キャラバン教室」会場別開催日

開催会場	開催日 各会場とも木曜 午前10時～11時30分											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
つつみ会館	5	10	7	5	2	6	4	1・29	—	10	7	7
十平田園都市センター （第5分館）	12	17	14	12	9	13	11	8	6	17	14	14
幸谷（第1分館）	19	24	21	19	23	20	18	15	13	24	21	21
保健センター	26	31	28	26	30	27	25	22	20	31	28	—

※平成23年度をもちまして「かわちシャンシャン漫遊記」は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

◆申込・問合せ先◆ 河内町地域包括支援センター TEL 60-4071

町民の快適な健康づくりを目指して

保健センターだより

～麻しん風しん予防接種について～

春は麻しん（はしか）が流行する季節です。麻しんから、お子さん自身を守るためだけでなく、周囲の人にもうつさないためにも早めに予防接種を受けましょう。とくに、中学生や高校生は、夏季は学校行事等で集団の場が多くなります。その前に、集団感染を未然に防ぐためにも、**6月までの接種をお勧めいたします。**麻しん風しん予防接種の対象者は以下の方たちです。

	対 象 年 齢
第1期	1～2歳未満（1歳になる誕生日に個人通知しています。）
第2期	年 長 児（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）
第3期	中学1年生（平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ）
第4期	高校3年生（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ）

※中学1年生の方は、町内各中学校での集団接種になり、学校を通じてお知らせいたします。

※年長児・高校3年生の方は、町の契約する委託医療機関での個別接種になります。詳細については、個人通知していますので、そちらをご覧ください。

あたたかい季節となりました。 この機会に運動をはじめませんか？

保健センターでは下記の運動教室を実施しています！！
興味のある方は、ぜひ保健センターへお問い合わせください。



ウォーキング教室

ウォーキングは自分だけでもできますが、仲間と歩くと楽しく運動ができます。現在10名程度の参加者がいます。週に1回一緒に歩きませんか？

日 時：祝日、健診日等を除く月曜日
午前9時～10時頃
（雨天・荒天時は中止となります）

場 所：保健センター
に集合し、午前9時出発
対象者：40歳以上の方



私たちと楽しく歩きましょう♪

美UP教室

メタボリックシンドローム予防のための運動教室です。音楽に合わせて楽しく体を動かします。※国保事業のため、原則、国保加入者を優先させていただきますので、ご了承ください。

日 時：祝日、健診日等を除く火曜日
午前10時～11時

場 所：保健センター
対象者：40～74歳の原則として国保加入者



一緒にメタボを予防しましょう！

ヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン予防接種助成についてのお知らせ

ヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン予防接種の助成期間が、平成25年3月31日までに延長されることとなりました。対象者は、ヒブ・小児肺炎球菌は生後2か月～5歳未満、子宮頸がんワクチンは中学1～3年生の女子のみです。詳細は、保健センターへお問い合わせください。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

みんなのまど

4月 April

「家族を支える会」開催

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母や兄弟が集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加できる会で、病気や福祉制度についての勉強のほか、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。事前の申込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽に立ち寄りください。

- ◆日程・場所
 - ・平成24年4月の月例会はお休み
 - ・平成24年5月12日(土) } 午後1時30分～3時30分
 - ・平成24年6月2日(土) }
 龍ヶ崎市総合福祉センター（龍ヶ崎地域活動支援センター道向）龍ヶ崎市川原代町5014 TEL62-5851
- ◆問合せ先
 龍ヶ崎地方家族会(担当:長瀬) TEL090-5425-2236

悪質な投資勧誘にご注意！

株式や社債、ファンドなどの取引に関し、高齢者を中心にトラブルが発生しています。不審に思ったら、すぐに財務局等窓口にご相談ください。

- ◆相談窓口・問合せ先
 - 関東財務局証券監督第1課（無登録業者担当）
 - 平日：午前9時～午後5時 TEL048-613-3952
 - 金融庁 金融サービス利用者相談室
 - 平日：午前10時～午後5時 TEL0570-016811
 - (ナビダイヤル)
 - I P電話・PHS TEL03-5251-6811

女性のための電話相談・ふくしま 福島県から避難されている方へ

東日本大震災以降、長引く避難生活や低線量被ばくの影響による不安やストレスを抱え込んでいませんか。

内閣府では、福島県の共催により、そのような方のための電話相談窓口を設置しました。家族のこと、仕事のこと、近所づきあいのことなど、女性の相談

員がお聞きしますので、まずはお話ししてみてください。

- ◆女性のための電話相談・ふくしま
 - 電話番号0120-207-440
 - (全国フリーダイヤル：携帯電話も通話無料)
 - 相談時間
 - 月曜～金曜(祝日除く)午前10時～午後5時
- ◆その他の女性の相談に関する窓口
 - ・福島県男女共生センター TEL0243-23-8320
 - ・福島県女性のための相談支援センター
 - TEL024-522-1010
 - ・パープル・ホットライン TEL0120-941-826
 - ・内閣府DV電話相談ナビ TEL0570-0-5521
 - (最寄りの相談窓口をご案内)

行政書士無料相談会

- ◆日時 平成24年4月21日(土) 午後1時～4時
- ◆会場 稲敷市江戸崎公民館(パンプ隣)
- ◆内容 相続や遺言等に関すること/法人設立や営業許可等に関すること/農地法の許可に関すること/国、公有地の払下げ等に関すること/国籍や帰化、永住(就労)ビザ等に関すること
- ※事前予約は不要です。
- ◆問合せ先 茨城県行政書士会県南支部 TEL64-1850

航空科学博物館イベント情報 折り紙飛行機教室

- ◆日時 平成24年4月28日、29日、30日、5月3日、4日、5日 各日午後1時～
- ◆場所 航空科学博物館1階多目的ホール
- ◆費用等 入館料のみ 先着60名
- ◆内容 ゴールデンウィーク中、お子様向けの折り紙飛行機を作って飛ばす教室を開催します。よく飛ぶコツなどもご説明いたしますので、親子で参加してみませんか。
- ◆問合せ先
 〒289-1608 山武郡芝山町岩山111-3
航空科学博物館
TEL0479-78-0557 FAX0479-78-0560

4月の納税

固定資産税(1期)	徴収日は
国民健康保険税(1期)	5月1日です
介護保険料(1期)	

お知らせ：納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～4月15日(日)

スローガン：上げた手に 気づいて止まる 思いやり

- 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- 運動の重点 (1) 自転車の安全利用の推進(特に自転車の安全利用五則の周知徹底)
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(火)

消費生活相談員通信

VOL.19

― 必要が無い勧誘を断るコツは ―

消費生活相談員の松内です。今回は被害防止のため、「断るコツ」について考えたと思います。

売り上げを伸ばしたい業者というのは、消費者の立場や心理を研究したプロだと言えるでしょう。初めは、販売の勧誘などせず、優しい話し相手を装って近づき、困っている時には用事を手伝ってくれることもあるようです。これらは相手を安心させ「この人はいい人だ」と思わせる手口なのです。しかし、このような業者を信用してはいけません。

必要の無い勧誘に対しては、何を言われてもはつきりと「要りません」「必要ありません」と断りましょう。一言でよいのです。断る理由も言う必要はありません。また断るつもりで「けっこうです」を使うと、業者には「了解」と解釈される恐れがありますので気をつけましょう。また「今、忙しいから」などと言うと、「いつなら都合がいいですか」などと言われることとなります。

高齢者が持っている健康上の不安や、勧誘をハッキリ断るのが苦手という心理を悪用し「今、ご自分の健康状態が気になりますか？」などの問いかけをし、このとがあります。このような質問に答える必要はありません。ひたすら「必要ありません」と言えはいいのです。ハッキリ断らないと、業者は「買う気があるかもしれない」と期待をするからです。

突然の訪問者は、玄関を開ける前に相手を確認しましょう。できればインターホンやドアチャーンを使い、一人の時は知らない人を玄関内に入れないようにしましょう。しつこい勧誘や「帰って下さい」と言っても帰ってくれない業者には「警察を呼びます」と言うのも効果があります。

電話の勧誘でも同じように「必要ありません」と言って電話を切ればいいのです。話を聞く必要はありません。勧誘のプロが一番困る人は、勧誘を無視して、相手をしてくれない人だそうです。業者は、断られるのには慣れていません。みなさんも、必要のない勧誘は毅然と断りましょう。



俳句

かわち俳句会

春泥や歩き始めの赤い靴	大野志げ子
春泥を跨ぎいつもの散歩道	杉原利代
いつもの子いつもの道に春の泥	大野けい子
ふる里の山河恋しや風光る	川口ふく
水温む光は利根の流れにも	吉田四郎
春光や婚約指環孫の手に	田沼和子
白寿まで一年の友梅咲けり	若泉栄治
春耕の田面遙かに富士の山	橋爪かん
稚けなき雛の瞳に語りけり	寺田節子
忘れずにはじらい覗く露の臺	石毛節子
春浅き湖上を走るヨット達	鴻野たけ
春浅しほづれ結ばれ鳥渡る	遠藤正雄
啓蟄や身中の虫騒ぎ出す	田中康夫

町長の動静

～ 3月の主な行事～

- 1日 庁議
町水道運営審議会
- 2日 **かわち寿大学講演会**
(農村環境改善センター)



竜ヶ崎警察署長来庁
町国民健康保険運営協議会

- 5日 東京電力本店へ要望
- 6日 町議会定例会 (13日まで)
- 7日 長竿小学校閉校式
- 11日 **東日本大震災一周年追悼・復興祈念式典 (県庁9階講堂)**



- 12日 町内中学校卒業式
町教育委員任命式
- 15日 龍ヶ崎地方塵芥処理組合事務局来庁
町交通対策協議会

- 16日 **町高齢者スポーツまつり**
(水と緑のふれあい公園)



県町村会事務局長来庁
龍ヶ崎地方衛生組合事務局来庁

- 19日 町田沼多喜男生涯学習等基金審議会
- 21日 町内小学校卒業式
稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局来庁
- 24日 町内認定こども園卒園式
龍ヶ崎消防署新河分署竣工式
(長竿地先国道408号沿い)



- 26日 県後期高齢者医療広域連合事務局来庁
成田国際空港騒音対策委員会
- 27日 茨城租税債権管理機構事務局来庁
町シルバー人材理事会
町社会福祉協議会理事会
町社会福祉協議会評議員会
- 30日 退職者辞令交付式
自治労茨城県本部執行委員長他3名来庁
教職員辞令交付式

災害時等相互応援協定調印式

～北茨城市・坂東市・河内町で応援協定～

2月28日(火)、水戸市の県市町村会館において北茨城市・坂東市・河内町の3市町間での災害時相互応援協定(以下「災害協定」という。)を締結いたしました。



災害協定の締結にあたりましては、地震や水害などの大規模災害の発生あるいはその恐れがあり被災市町単独では十分な応急措置が取れない場合に相互応援することを目的としております。

また、広域化する大規模災害に対して県内でも離れたところに立地し、日頃から相互に交流のある自治体間が災害協定を締結することで被害が少ない地域からの応援・支援を受けられるようになることで住民の皆様の防災対策の確保につながるものと考えております。



写真：北茨城市豊田市長(左)、河内町野高町長(中央)、坂東市吉原市長(右)

東京電力に対する「電気料金の値上げ」及び「自治体からの損害賠償請求」に関する要望

3月5日(月)茨城県市長会、茨城県町村会並びに茨城県市町村議会において、東京電力に対する「電気料金の値上げ」及び「自治体からの損害賠償」に関する要望を行ってまいりました。

当日は、市長会長：会田真一(守谷市長・写真左から4番目)、市議会議長会長：渡辺政明(水戸市議会議長・写真左から2番目)、町村議会議長会長：小野瀬義之(大洗町議会議長・写真左)及び私の4団体長で東京電力本店(東京都千代田区)へ赴き、電気料金の値上げを表明している東京電力に対して徹底した経営合理化の推進と、その概要の公開を行い安易な料金の値上げを実施しないこと、また、福島原発事故による放射線からの安全対策及び風評損害等への賠償をはじめ、災害復旧・復興に向けた諸対策を具体的に示すことを明記した要望書を提出いたしました。

東京電力において対応された被災者対策本部からは、謝罪を含む今後の対応について説明がなさ

れましたが、これからも東京電力側の対応の不備や、先の見えない収束に向けた取組み方について厳重抗議するとともに、すべての被災者支援を含む一日も早い安全・安心の確保が講じられるよう今後も強く要望して参ります。

